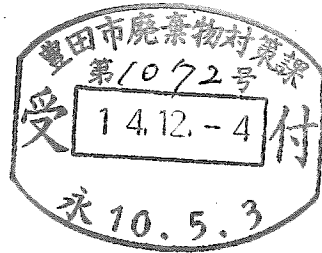


様式第2号(第4条関係)



廃棄物処理施設設置環境保全対策書

平成14年12月4日

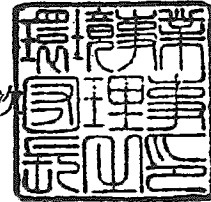
豊田市長様

〒100-0013

住所 東京都千代田区霞が関1丁目4番1号

氏名 環境事業団

理事長 田中健次



電話番号 03(5251)1039

連絡先 愛知県豊田市小坂本町1丁目8番7号

ベルトピア豊田I 6F

環境事業団豊田事業所

Tel 0565-37-7226

豊田市廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第5条第2項の規定に基づき、廃棄物処理施設設置環境保全対策書を提出します。

# 1 大気汚染

## (1) 関係地域の環境に及ぼす影響

PCBの分解による排ガスは生じません。

次のような設備排気と局所排気、作業空間の負圧維持のための換気に伴う排気がありますが、その性状に応じて排気処理を行い、大気汚染を生じさせません。

### ・設備排気

反応槽等の槽類の空間に封入した窒素ガスが、液面上昇により押し出された排気

真空加熱分離装置の内部を真空に近く減圧するために装置から吸引した排気

### ・局所排気

高圧トランスを解体する工程等で、作業環境を良好に維持するために解体を行う場所で局所的に行う換気の排気

### ・負圧維持のための換気に伴う排気

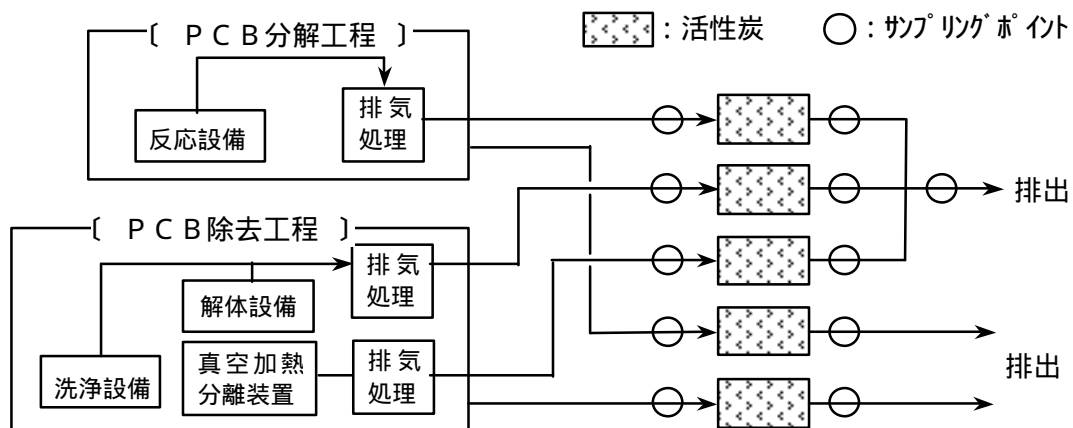
PCB廃棄物を取り扱うPCB管理区域において、その区域の気圧を非管理区域の気圧より下げてPCBを含むおそれがある空気の漏出を防ぐために行う換気の排気

## (2) 環境保全のための措置

・PCBを含むおそれのある排気は、その性状に応じてオイルスクラバ（油による排気洗浄装置）、冷却コンデンサ（排気を冷却することによって排気中の成分を液化する装置）等による排気処理を行い、処理後の排気の安全性を確認するためにモニタリングを実施します。

・さらにモニタリング測定点の後に念のため活性炭吸着装置を設置し、排気処理後の排気はこの装置を通らなければ排出できないようにします。

・PCB管理区域の負圧維持のために行う換気による排気についても、管理区域のレベルに応じたモニタリングを実施するとともに、念のための安全対策として活性炭吸着装置を通らなければ排出できないようにします。



( 3 ) 環境保全のための措置の予想される効果

- ・( 2 ) の措置により、施設からの排気中の P C B は、昭和 4 7 年に旧環境庁が定めた「 P C B 等を焼却処分する場合における排ガス中の P C B の暫定排出許容限界」( 以下「排出許容限界」という。 ) 以下を達成し、 P C B による大気汚染を生じさせません。
- ・ P C B の管理目標値

	管理目標値	備 考
P C B	最大 0 . 1 5 mg / Nm <sup>3</sup> 平均 0 . 1 0 mg / Nm <sup>3</sup>	P C B 等を償却処分する場合における排ガス中の P C B の暫定排出許容限界について( 昭和 4 7 年 1 2 月 2 2 日環大規第 1 4 1 号 )

注 P C B の分解による排ガスはありませんが、換気等の排気についても排出許容限界の値を管理目標値とします。

- ・ P C B 以外の大気汚染物質についても排出規制を遵守します。

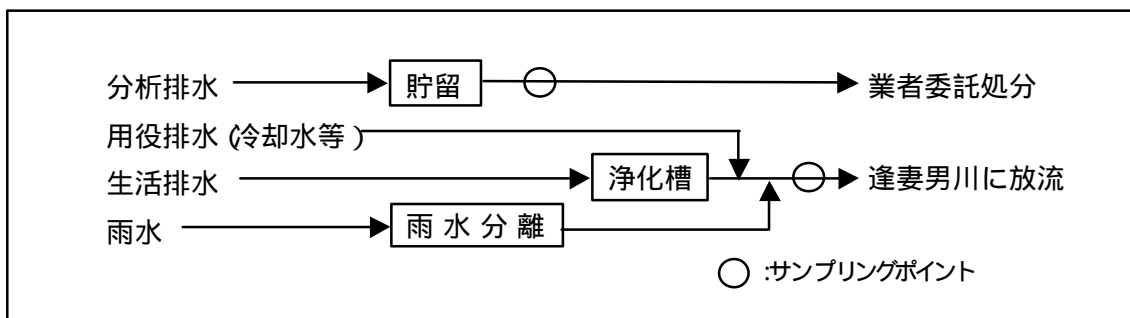
## 2 水質汚濁

( 1 ) 関係地域の環境に及ぼす影響

- ・ P C B 除去および分解工程からの排水は生じません。
- ・ 冷却水等の用役排水、生活排水及び分析排水が生じます。
- ・ これらの排水については、それらの性状に応じた適正な処理を行い、又は外部に搬出して処理し、関係地域に水質汚濁を生じさせません。

( 2 ) 環境保全のための措置

- ・ 分析器具や作業従事者の保護衣等に P C B が付着した場合は、溶剤により P C B を洗浄除去します。
- ・ 分析排水は、卒業判定基準以下であることを確認した後、廃棄物処理業者に適正に委託します。
- ・ 生活排水は、浄化槽で処理します。雨水については油水分離槽を設置します。
- ・ 河川に放流する排水については、排水モニタリングを行うことにより、( 3 ) の放流管理基準値を遵守していることを確認します。
- ・ 浄化槽については、浄化槽法に基づき、保守点検、清掃を適正に行うとともに、同法に基づいて受検します。
- ・ 水質汚濁防止法に基づく排水規制を遵守します。



(3) 環境保全のための措置の予想される効果

・(2)の措置により、施設からの排水は、放流管理基準値以下を達成し、水質汚濁を生じさせません。

・放流管理基準値

項目	放流管理基準値	水質汚濁防止法の規制値 (一律基準)
pH	5.8 ~ 8.6	5.8 ~ 8.6
BOD	最大 25 mg/L 日間平均 20 mg/L	最大 160 mg/L 日間平均 120 mg/L
SS	最大 30 mg/L 日間平均 20 mg/L	最大 200 mg/L 日間平均 150 mg/L
油分	最大 5 mg/L	最大 5 mg/L
全窒素	最大 60 mg/L	最大 120 mg/L 日間平均 60 mg/L
全燐	最大 8 mg/L	最大 16 mg/L 日間平均 8 mg/L
PCB	0.003 mg/L	0.003 mg/L
		ダイオキシン類対策特別措置法の規制値
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L	10 pg-TEQ/L

3 騒音

(1) 関係地域の環境に及ぼす影響

機器騒音

・騒音規制法に規定する特定施設(原動機出力が7.5kW以上の空気圧縮機(コンプレッサ)等)を設置しますが、密閉された堅牢な建物内に設置するため関係地域の環境に及ぼす影響はほとんどありません。

交通騒音

・PCB廃棄物を搬入する車両は、一日当たり約10台(5トン車換算)程度であり、その他の車両を考えても往復で約50台程度が出入りする程度ですので、関係地

域の環境に及ぼす影響はほとんどありません。

( 2 ) 環境保全のための措置

機器騒音

- ・ 主要設備は、建物内に設置します。
- ・ 騒音レベルが大きな機器を設置する部屋は、壁等の構造を考慮して騒音の低減を図ります。

交通騒音

- ・ P C B 廃棄物を搬入する車両の通行ルートを豊田市と協議のうえ受入基準に定めて周知徹底を図ります。
- ・ P C B 廃棄物の受入れは、昼間の時間帯に限定します。( 詳細は豊田市と協議のうえ決定 )

( 3 ) 環境保全のための措置の予想される効果

機器騒音

- ・ ( 2 ) の措置により施設からの騒音は、施設の敷地境界において管理基準以下を達成できることから、生活環境に与える影響はほとんどありません。
- ・ また、近くの民家までの間で距離減衰が得られ、生活環境に与える影響はほとんどありません。
- ・ 騒音の管理基準

朝・夕	昼間	夜 間	備 考
7 5 d B 以下		7 0 d B 以下	愛知県公害防止条例

交通騒音

- ・ 事業地の現状が階層駐車場である反面、当事業に伴い出入りする車両台数が少ないので関係地域の環境を悪化させませんが、加えて搬入車両の通行ルート、P C B 廃棄物の受入れ時間帯を限定することにより、さらに関係地域への影響は小さくなります。

4 振動

( 1 ) 関係地域の環境に及ぼす影響

- ・ 振動規制法に規定する特定施設 ( 原動機の定格出力が 7 . 5 k W 以上の空気圧縮機 ( コンプレッサ ) 等 ) を設置しますが、密閉された堅牢な建物内に設置するため、関係地域の環境に及ぼす影響はほとんどありません。

( 2 ) 環境保全のための措置

- ・ 主要設備は、しっかりした基礎の上に設置します。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・振動レベルの大きな機器については、必要に応じて吸振材の使用等の振動対策を実施します。</li> </ul>								
<p>(3) 環境保全のための措置の予想される効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(2)の措置により施設からの振動は、敷地境界において管理基準以下を達成できることから、関係地域の環境に及ぼす影響はほとんどありません。</li> <li>・また、近くの民家までの間で距離減衰が得られ、生活環境に与える影響はほとんどありません。</li> <li>・振動の管理基準</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>昼 間</th> <th>夜 間</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75 dB以下</td> <td>70 dB以下</td> <td>愛知県公害防止条例</td> </tr> </tbody> </table>			昼 間	夜 間	備 考	75 dB以下	70 dB以下	愛知県公害防止条例
昼 間	夜 間	備 考						
75 dB以下	70 dB以下	愛知県公害防止条例						

## 5 悪臭

<p>(1) 関係地域の環境に及ぼす影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PCB処理施設の建物内においては、PCBを含む廃油や有機溶剤等を取り扱います。これらの物質は、若干の臭気がありますが、建物内を負圧管理して適正な処理を行うため、関係地域の環境に及ぼす影響はほとんどありません。</li> </ul>		
<p>(2) 環境保全のための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物からの排気については、1の大気汚染の項で記述したとおり活性炭吸着装置を経て排出します。</li> <li>・定期的に敷地境界で悪臭物質を測定します。</li> <li>・測定すべき悪臭物質の種類、頻度、時期については、別途豊田市と協議の上、設定します。</li> </ul>		
<p>(3) 環境保全のための措置の予想される効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(2)の措置により施設からの悪臭は、敷地境界において基準以下を達成できることから、関係地域の環境に及ぼす影響はほとんどありません。</li> </ul>		

## 6 土壌

<p>(1) 関係地域の環境に及ぼす影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PCBの飛散や地下浸透が生ずることがないように多重の措置を講じますので、関係地域の環境に及ぼす影響はありません。</li> </ul>		
<p>(2) 環境保全のための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分解設備の反応槽など主要設備は、密閉性の高いものとするうえ、オイルパンを設けて漏洩を防止します。</li> </ul>		

- ・床面にはコンクリート製の流出防止堤を設けて、内面に浸透防止剤を塗布します。
- ・流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合は速やかに必要な措置を講じます。

(3) 環境保全のための措置の予想される効果

- ・(2)の措置により土壌汚染を引き起こしません。

7 廃棄物

(1) 関係地域の環境に及ぼす影響

- ・処理済物として鉄類、銅類、アルミ類、紙くず、木くず等、脱塩素化処理残渣等が発生しますが、全て外部に委託して適正にリサイクル又は処分するため、関係地域の環境に及ぼす影響はありません。

(2) 環境保全のための措置

- ・PCBの処理に伴って生ずる鉄くず(トランスの容器など) 銅(トランスの内部部材のコイルなど)等のリサイクル可能なものはリサイクルし、紙くず、木くずなどは可能な限りサーマルリサイクルを図り、脱塩素化分解工程の残渣等のリサイクル困難なものは、廃棄物処理法の許可業者に適切に委託し処理します。
- ・業者委託処理に先立ち、処理物については、PCB廃棄物でなくなったことを確認するため、処理工程に応じて適切な卒業判定(廃棄物処理法に基づいて定められた基準に適合していることを確認すること)を実施します。
- ・卒業判定基準を超過したものについては、再処理を実施します。
- ・卒業判定については、試運転期間を通じて処理済物の種類に応じた適切な判定試験方法とサンプリング方法を設定します。
- ・卒業判定の分析は、施設内分析を基本とし、確実な卒業判定ができる分析体制を確保いたします。
- ・PCBの卒業判定基準

PCB廃棄物の種類		卒業判定基準	
廃油(処理済油、洗浄液)		含有量としてPCB	0.5 mg/kg
廃酸・廃アルカリ		含有量としてPCB	0.03 mg/L
PCB 汚 染 物	廃プラスチック類	洗浄液試験法 PCB	0.5 mg/kg 洗浄液
	金属くず	抜き取り試験法 PCB	0.1 µg/100 cm <sup>2</sup>
	陶器くず	部材採取試験法 PCB	0.01 mg/kg 部材
	その他	溶出試験法 PCB	0.003 mg/L 検液

(3) 環境保全のための措置の予想される効果

- ・(2)の措置により廃棄物は、適正に処理・処分されます。

## 8 文化財

- ( 1 ) P C B 処理施設の設置予定地は、現在階層駐車場として利用されています。
- ( 2 ) 階層駐車場の設置工事の際、文化財保護法により調査、保存すべき文化財の存在は認められませんでした。
- ( 3 ) P C B 処理施設の設置予定地は、文化財包蔵図に掲記されていません。

## 9 景観

- ( 1 ) パース（イメージ図）を事前に作成してイメージを示すこととします。
- ( 2 ) 処理設備全体を密閉した建物で覆い、屋外設備は極力避けることとします。
- ( 3 ) 敷地の緑化に努めます。
- ( 4 ) 豊田市の景観アドバイザーのアドバイスを事前に受けます。
- ( 5 ) 以上のような対応により、周囲景観と調和した施設外観とします。
- ( 6 ) 清潔なイメージを持った外観により、安心感のある存在となり、信頼感の確保を図ります。

## 10 防災

- ( 1 ) 関係地域の環境に及ぼす影響
  - ・地震、浸水、停電、断水、事故のような緊急事態を想定して対策をあらかじめ定めておくことにより、設備トラブルや人的トラブルに起因する災害を未然に防止し、かつ、災害が発生しても外部への影響を最小限に抑えることとします。
- ( 2 ) 環境保全のための措置
  - ・東海地震を想定した建築・施設構造とします。
  - ・火災発生時には最小限の被害にとどめることができる防火区域を設定するとともに、消火設備を設置します。
  - ・豪雨時の逢妻男川の増水、敷地内浸水への対策を実施します。
  - ・避雷機器を設置します。
  - ・停電対応の自家発電設備、UPS（無停電電源供給装置）を設置します。
  - ・断水時の対策として、受水槽を設置します。
  - ・災害を想定した対応マニュアルを作成し、定期的な防災訓練を実施します。
  - ・誤操作又は機器トラブルによる処理異常、災害発生防止のためのフェイルセーフ設計とセーフティネット設計を採り入れます。
- ( 3 ) 環境保全のための措置の予想される効果
  - ・自然災害発生時にも外部にP C Bが流出しないようになります。
  - ・人災又は機器トラブルによるP C B処理異常の防止と周辺環境へのP C B汚染防止が図られます。



## 1.1 交通安全

<p>(1) 関係地域の環境に及ぼす影響</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・PCB廃棄物を搬入する車両は、一日当たり約10台(5トン車換算)程度でありその他の車両を考慮しても往復で約50台程度が出入りする程度ですので、関係地域の環境に及ぼす影響はほとんどありません。</li></ul>
<p>(2) 環境保全のための措置</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・PCB廃棄物を搬入する車両の通行ルートを豊田市と協議のうえ受入基準に定めて周知徹底を図ります。</li><li>・PCB廃棄物の受入れは、昼間の時間帯に限定します。(詳細は豊田市と協議のうえ決定)</li></ul>
<p>(3) 環境保全のための措置の予想される効果</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業地の現状が階層駐車場である反面、当事業に伴い出入りする車両台数が少ないので関係地域の環境を悪化させませんが、加えて搬入車両の通行ルート、PCB廃棄物の受入れ時間帯を限定することにより、さらに関係地域への影響は少なくなります。</li></ul>

備考 この環境対策保全書は、4部(副本は、写しで結構です。)提出してください。

